



ASEANにおける 法律事務所・知財関係団体について

2014年5月15日

フェリシテ特許業務法人

弁理士 高岡 正之

m-takaoka@felicite-ip.com

目次

1. はじめに
2. ASEANにおける法律事務所について
3. ASEANにおける知財関連団体について
4. おわりに
5. 参考

1. はじめに

*1

- ASEAN各国における知財に関する情報が不足しており、実態が把握できていないといった背景を踏まえ、
 - 知財を扱う現地法律事務所
 - 知財関連団体について調査を実施した。

- 本報告では、上記調査結果を報告する。なお、調査結果の詳細は、日本貿易振興機構 (JETRO) のHPに掲載されている。

*1. ASEAN各国・・・インドネシア、カンボジア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、ブルネイ



2. ASEANにおける法律事務所について

2-1. 調査方法

- 調査期間：2013年11月～2014年1月
- 調査方法：ASEAN内の法律事務所(267事務所)^{*2}に対して、アンケート(Eメール、FAX)を実施。また、各事務所のホームページの対応言語の調査を実施
- 調査内容：事務所人数や代理人数、業務内容、クライアントに占める日本企業比率など

*2 調査対象とする法律事務所は、以下に基づき抽出

1) アジア弁理士協会(APAA) 2010年版名簿

2) JETRO 実態調査資料

(http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/report_agent_of_industrialpropertyrights.pdf)

3) IP Handbook

(<http://www.miphandbook.com/Region/9/Asia-pacific.html>)

2-2. アンケート回答状況

国名	アンケート回答数 (調査対象事務所数)
インドネシア	21 (41)
カンボジア	5 (6)
ラオス	3 (4)
マレーシア	18 (42)
ミャンマー	5 (13)
フィリピン	19 (43)
シンガポール	19 (42)
タイ	14 (29)
ベトナム	21 (43)
ブルネイ	0 (4)

調査対象数：267
 回収数：125
 回収率：46.82%

2-3-1. 調査結果1: アンケート結果の一例(1/3)

事務所概要 (Profile of Your Law Firm)	事務所名称 (Name of Your Law Firm)	Henry Goh & Co Sdn Bhd
	事務所住所 (Address)	217 Jalan Imbi, 55100 Kuala Lumpur, Malaysia
	設立年月 (Date of Establishment)	1977/7/27
	従業員数 (Number of Employees)	64
	電話番号 (Telephone Number)	+60 3 2118 8688
	ファクシミリ番号 (Facsimile Number)	+60 3 2118 8777 (General) +60 3 2118 8766 (Patent & Design) +60 3 2118 8788 (Trade Mark)
	代表メールアドレス (Main E-mail Address of Your Law Firm)	malaysia@henrygoh.com
	事務所ホームページ (Website of Your Law Office)	www.henrygoh.com
資格保持者人数 (Number of Licensed People)	弁護士 (Number of Advocates/Solicitors)	(2 legal counsels)
	マレーシア特許法規則第45条Cに基づき特許・実用新案出願の代理が可能な要件を満たした人 (Number of People who meet the requirements prescribed in Article 45 C of Malaysia Patents Regulations, 1986)	11
	マレーシア意匠法規則第33条に基づき意匠出願の代理が可能な要件を満たした人 (Number of People who meet the requirement prescribed in Article 33 of Malaysia Industrial Designs Regulations, 1999)	11
	マレーシア商標法規則第12条に基づき商標登録出願の代理が可能な要件を満たした人 (Number of People who meet the requirement prescribed in Article 12 of Malaysia Trademarks Regulations, 1997)	10

2-3-1. 調査結果1: アンケート結果の一例(2/3)

コミュニケーション (Capability of Communication)	言語 (Language)	会話可能者数 (Number of Persons Who Are Able to Talk in the Language)	読み書き可能者数 (Number of Persons Who Are Able to Read and Write the Language)
	日本語 (Japanese)	0	0
	英語 (English)	64	64

主要業績 (Main Achievements) <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※注意 Attention!※ ここでいう外国とは「外内」の 意味を指します。 Please note "international"</p> </div>	業務内容 (Content of Business)	2010 (Year of 2010)	2011 (Year of 2011)	2012 (Year of 2012)
	国内特許出願代理件数 (Number of Domestic Patent Application Filings by Your Law Firm)	122	93	123
	外国特許出願代理件数 (Number of International Patent Application Filings by Your Law Firm)	1019	797	870
	国内実用新案(小特許)出願代理件数 (Number of Domestic Utility Model Application Filings by Your Law Firm)	3	12	14
	外国実用新案(小特許)出願代理件数 (Number of International Utility Model Application Filings by Your Law Firm)	0	1	0
	国内意匠出願代理件数 (Number of Domestic Industrial Design Application Filings by Your Law Firm)	151	185	160
	外国意匠出願代理件数 (Number of International Industrial Design Application Filings by Your Law Firm)	0	6	19
	国内商標代理件数 (Number of Domestic Application Filings for Trademark Registration by Your Law Firm)	1359	1714	1734
	外国商標代理件数 (Number of International Application Filings for Trademark Registration by Your Law Firm)	19	110	72
	知財関連訴訟件数 (Number of Lawsuits Related to Intellectual Property cases)	10	6	3
	日本顧客の比率 (Proportion of Japanese Clients to All of Your Clients)	17%	16%	20%

2-3-1. 調査結果1: アンケート結果の一例(3/3)

その他関連業務 (Other Related Business)	業務内容 (Content of Business)	2010 (Year of 2010)	2011 (Year of 2011)	2012 (Year of 2012)
	出願に関する先行技術調査件数 (Number of Prior Technology)	4	4	22
	模倣品に関する調査件数 (Number of Surveys related to)	0	0	0
	鑑定業務件数 (Number of Assessment Services)	0	0	0
	パテントクリアランス調査件数 (Number of Freedom-to-Operate)	0	4	6
	Validity Opinion Services	0	1	3
	Infringement Opinion Services	4	1	2
	Expert Witness	0	0	2
	Voluntary Notification for	0	0	3
	Product Registration	37	11	11

主要連絡先 (Main Contact List)	氏名 (Full Name)	電話番号 (Telephone Number)	ファクシミリ番号 (Facsimile Number)	メールアドレス (E-mail Address)	使用可能言語 (Languages capable)
代表者名 (Name of the Representative Person of Your Law Firm)	Oon Yen Yen	+60 3 2118 8688	+60 3 2118 8766	yen@henrygoh.com	English
日系企業対応者 (Name of the Contact Persons for Japanese Clients)	Shiela Ho	+60 3 2118 8688	+60 3 2118 8766	shiela@henrygoh.com	English

各事務所の情報は以下を参照

ジェトロバンコクHP> 知的財産に関する情報> 法律事務所

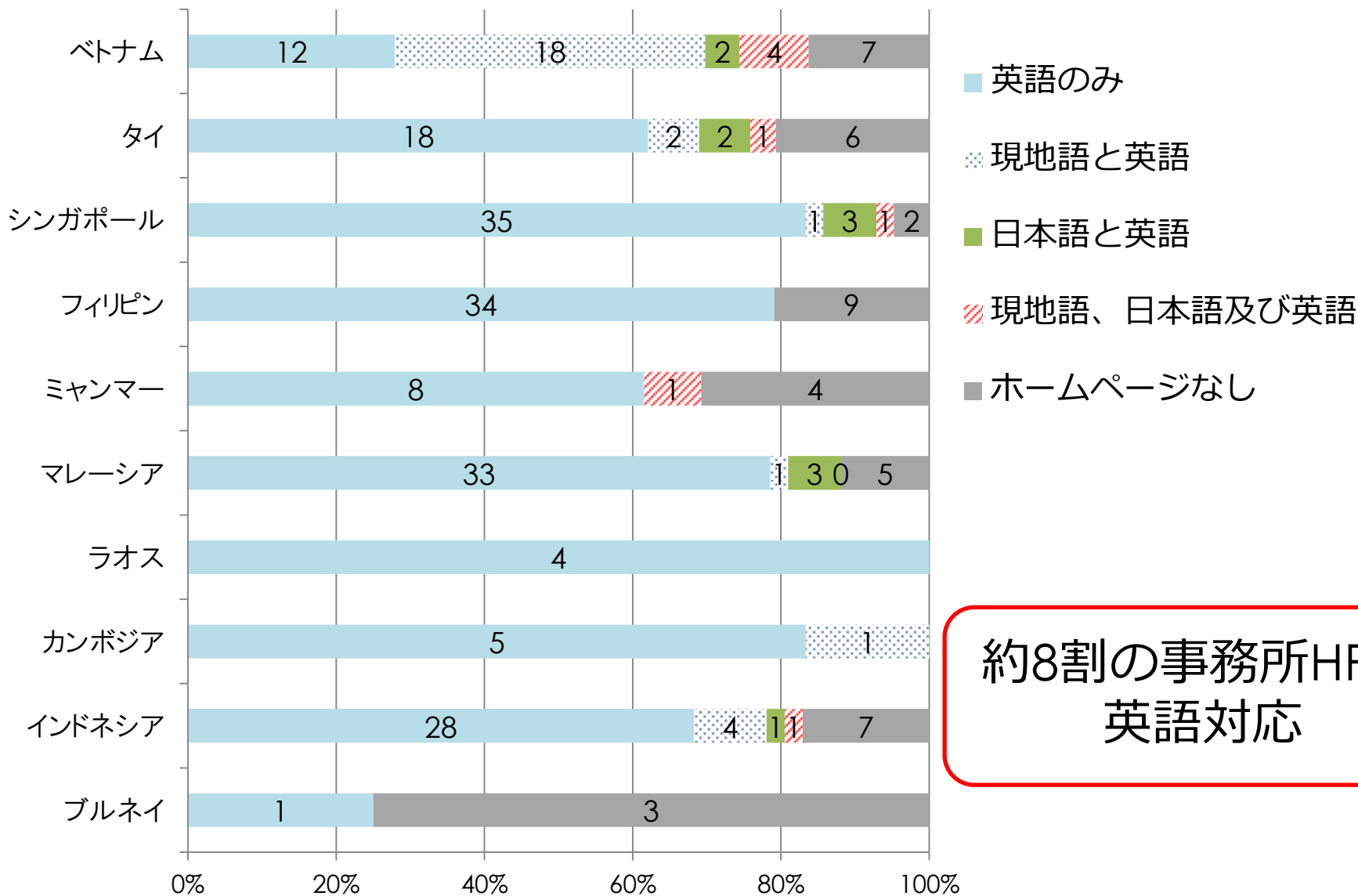
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/lawfirm/>

免責事項

資料は各法律事務所に対して行ったアンケート（連絡先・年間実績など）の回答をそのまま掲載しています。

その内容の正確性、その他法的問題に関しましては、当事務所では一切責任を負いかねますことをご理解の上、参考情報としてご活用ください。

2-3-2. 調査結果2: 事務所ホームページ(webサイト)状況



約8割の事務所HPは
英語対応

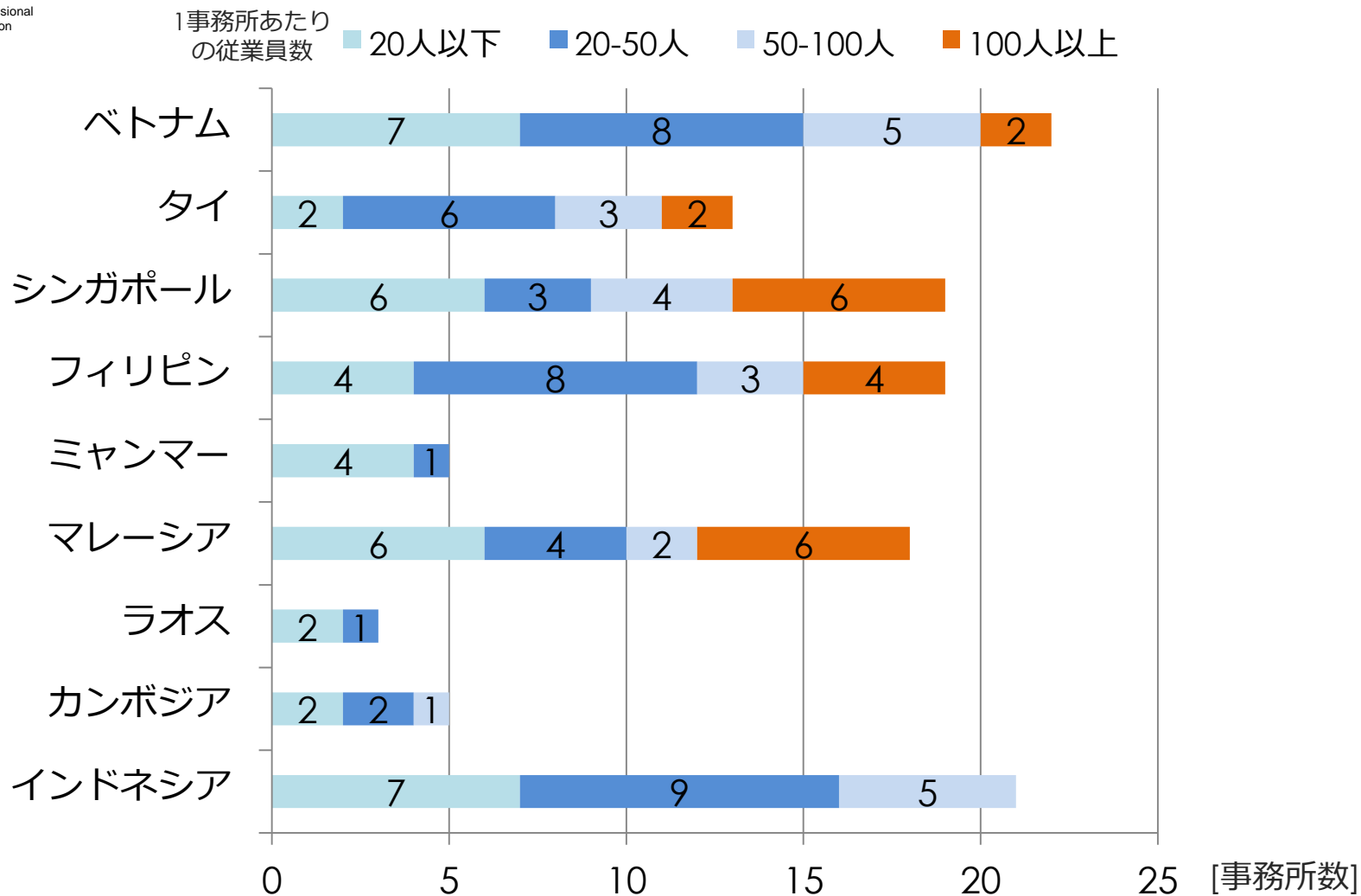
2-4. 分析^{*3} ^{*4} ^{*5}

*3 分析対象・・・アンケート回答のあった125の事務所

*4 分析は事務所回答のアンケート結果に基づくものであり、分析結果は参考として取扱いください

*5 アンケート回答があったものの非開示とされた項目があった場合、非開示とされた項目を除外して集計

2-4-1. 事務所の規模



- 各国とも過半数以上の事務所が従業員50人以下の規模
- 一方で100人以上の事務所も各国とも少なからず存在する(各国で2~6事務所)

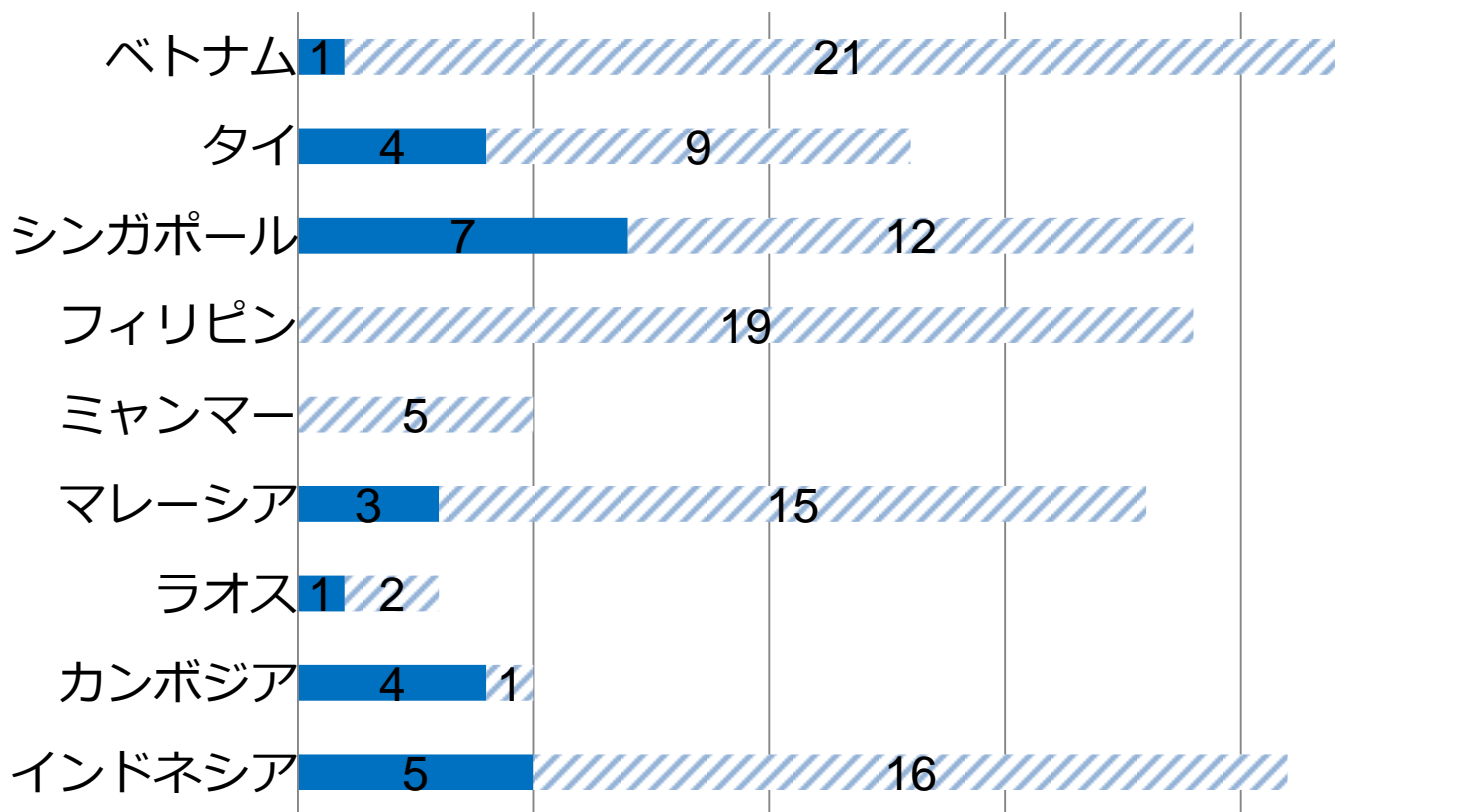
2-4-2. 通常出願業務以外の提供サービス

国名 (回答数)	先行技術調査	模倣品調査	鑑定業務	パテントクリアランス調査	その他(侵害警告、翻訳等)
インドネシア (21)	10	11	7	6	4
カンボジア (5)	2	3	2	2	1
ラオス (3)	1	1	1	0	1
マレーシア (18)	10	9	6	6	2
ミャンマー (5)	0	2	1	1	1
フィリピン (19)	12	10	7	10	4
シンガポール (19)	5	5	4	4	0
タイ (13)	5	5	4	7	3
ベトナム (22)	14	16	14	11	4

[事務所数]

各国とも模倣品調査を行っている事務所が約半数以上あるのが特徴的

2-4-3. 事務所における日本語対応状況

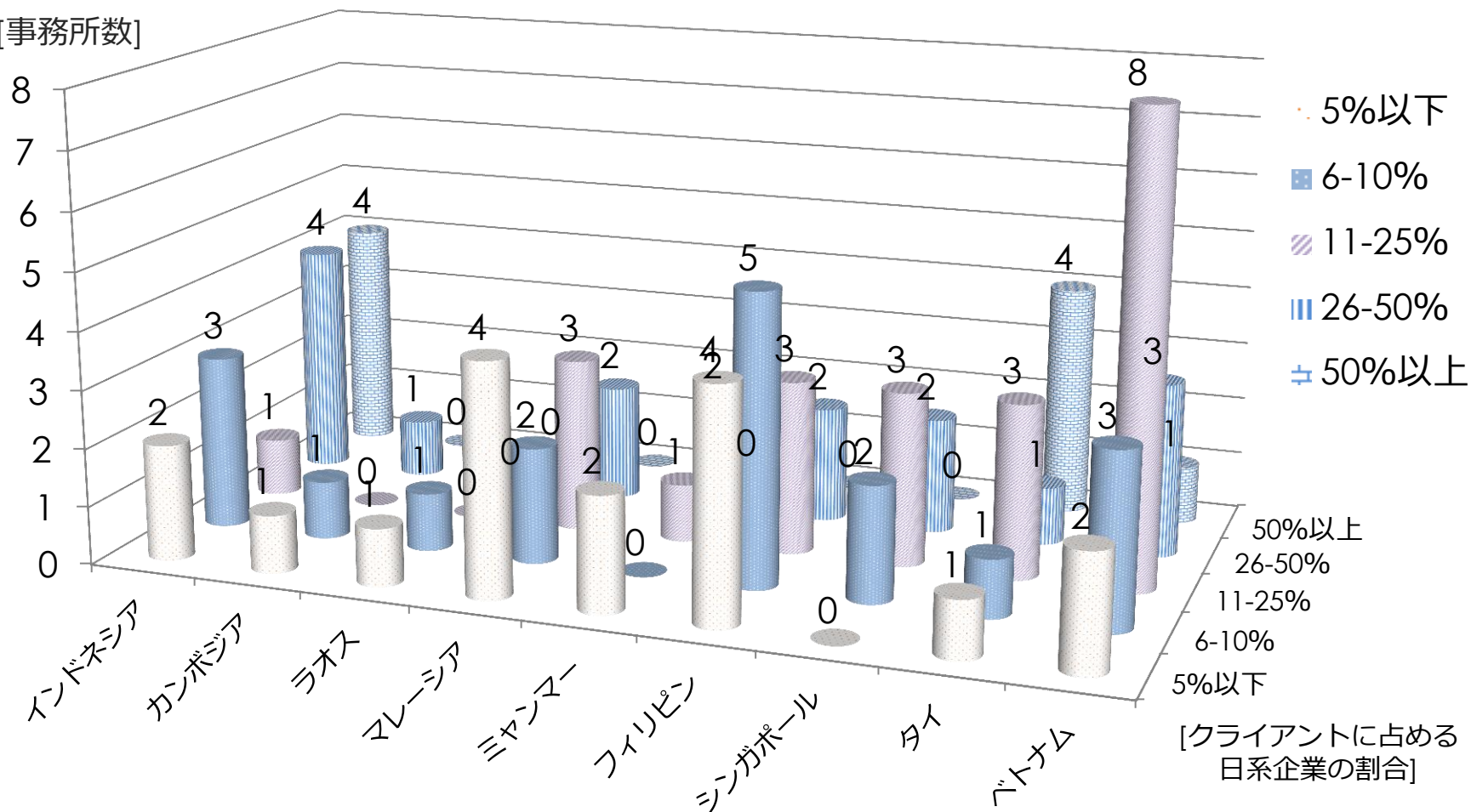


[事務所数]

日本語に対応していない事務所が大半である

2-4-4. クライアントに占める日系企業比率

[事務所数]



事務所の大半は全クライアント数に占める日系企業数が4分の1以下である

2-5. まとめ

- 事務所規模について
1事務所あたり20人以下又は20-50人規模の事務所が多い
- 提供サービスについて
各国とも模倣品調査を行っている事務所が約半数以上あるのが特徴的
- 日本語対応可否について
日本語対応不可である事務所が多い
- 日系企業クライアント数について
事務所の大半は、全クライアント数に占める日系企業数が4分の1以下



3. ASEANにおける知財関連団体について

3-1. 調査方法

- 調査期間：2013年12月～2014年1月
- 調査方法：知的財産に係わる公的機関、民間団体、教育機関を抽出し、アンケートを実施(eメール、FAX)

アンケート回答が得られなかった団体については、公知情報（ホームページ、過去の調査報告書など）から、組織体制や活動の調査を実施

- 各国毎の調査団体数（公：公的機関、民：民間団体、教：教育機関）

ブルネイ	6（公：6）
インドネシア	15（公：4、民：7、教：4）
シンガポール	13（公：7、民：4、教：2）
タイ	14（公：8、民：5、教：1）
フィリピン	14（公：5、民：7、教：2）
マレーシア	17（公：7、民：8、教：2）
ベトナム	13（公：7、民：4、教：2）
ミャンマー	7（公：6、民：1）
ラオス	6（公：5、教：1）
カンボジア	4（公：4）
その他団体	1（民：1）

3-2. 調査結果

「ASEANにおける知的財産にかかわる諸団体等の活動調査報告」 として以下のジェットHPに掲載

http://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/ip/pdf/report_asean_ip_group_activity_survey_201402.pdf

目次

1	調査目的	7
2	調査実施方法	8
2.1	調査対象団体の抽出	8
2.2	アンケート内容	8
2.2.1	公的機関	8
2.2.2	民間団体	9
2.2.3	教育機関	10
2.3	公知情報の調査	11
3	各国の状況	12
3.1	ブルネイ	12
3.1.1	概要	12
3.1.2	調査結果	12
a.	公的機関	12
	ブルネイ知的財産庁(Intellectual Property Office Brunei Darussalam (BruPO))	13
	ブルネイ法務長官室(Attorney General's Chambers Brunei Darussalam(AGC))	14
	ブルネイ経済開発委員会(Brunei Economic Development Board(BEDB))	15
	ブルネイ関税局(Royal Customs and Excise Department(RCED))	15
	ブルネイ裁判所(State Judiciary of Brunei Darussalam)	17
	ブルネイ国家警察(Royal Brunei Police Force)	17
3.2	インドネシア	19
3.2.1	概要	19
3.2.2	調査結果	19
a.	公的機関	19
	インドネシア知的財産権総局 (Directorate General of Intellectual Property (DGIPR))	20
	インドネシア税関総局 (Directorate General of Customs and Excise(DGCE))	22
	国家警察本部 (Indonesian National Police)	24
	最高裁判所 / 商事裁判所 (Supreme Court / Commercial Court)	26
b.	民間団体	28

インドネシア知的財産権総局 (Directorate General of Intellectual Property (DGIPR))

(1) 主な業務内容

インドネシア知的財産権総局(DGIPR)は、法務人権省傘下に配置されており、知的財産の出願受理・審査・登録のほか知財行政全般についてを所管している。

オランダ植民地時代の1844年から知的財産に関する法制度が存在し、1945年の独立時には、Bataviaで特許の出願業務を行っていた。役割については特許法・商標法 (Patent Act, Trademark Act) 等に規定されている。

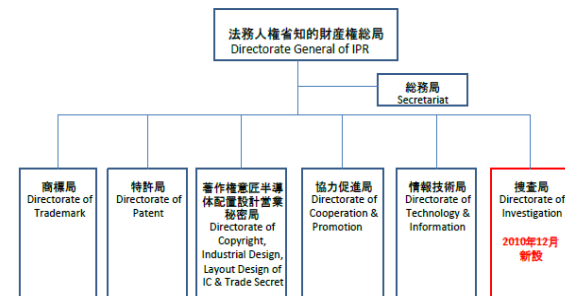
特許出願については、実体審査を行っているが、他の先進国の審査結果を参照している。日本の実用新案に相当する簡易特許の制度もある。意匠出願と商標出願についても実体審査を行っている。2010年の特許出願は約6千件、意匠出願は約4千件、商標出願は、約6万件である。

インドネシア知的財産権総局のユニークな点としては、組織内に捜査局が設置されていることである。活動内容については後述する。

(2) 組織構成

インドネシア知的財産権総局は、法務人権省配下の組織であり、職員数は現在、570名程度である。

組織構成については以下のようになっている。インドネシア知的財産権総局は、商標局、特許局、著作権意匠半導体配置設計営業秘密局、協力促進局、情報技術局及び捜査局から構成される。



インドネシア知的財産権総局 (DGIPR 組織図)



3-3. ASEANにおける知財関連団体の国別比較

3-3-1. 各国の特許庁 (1/3)

各国の法制度と条約加盟状況

	特許	実用 新案	意匠	商標	PCT 加盟	WTO 加盟	日本と の二国 間PPH	ASPE C参加
ブルネイ	○	×	○	○	○	○	×	○
インド ネシア	○	○	○	○	○	○	○ (PCT- PPHも)	○
シンガ ポール	○	×	○	○	○	○	○	○
タイ	○	○	○	○	○	○	○	○
フィリピン	○	○	○	○	○	○	○ (PCT- PPHも)	○
マレーシア	○	○	○	○	○	○	×	○
ベトナム	○	○	○	○	○	○	×	○
ミャンマー	×	×	×	×	×	○	×	×
ラオス	○	○	○	○	○	○	×	○
カンボジア	○	○	○	○	×	○	×	○

ブルネイ (BruiPO) :
2013年に経済開発委員会
(BEDB)傘下の組織として新
設された。
イギリス等他国の審査結果
を参照する。

タイ (DIP) : 日本との二
国間PPHが2014年1月1日よ
り開始。

フィリピン (IPOPIL) :
ホットラインの開設、捜査
協力など、模倣品・海賊版
対策に積極的に関わる。

マレーシア (MyIPO) :
修正実体審査(MSE)によ
り、日本の特許に基づき実
質無審査で特許取得が可能

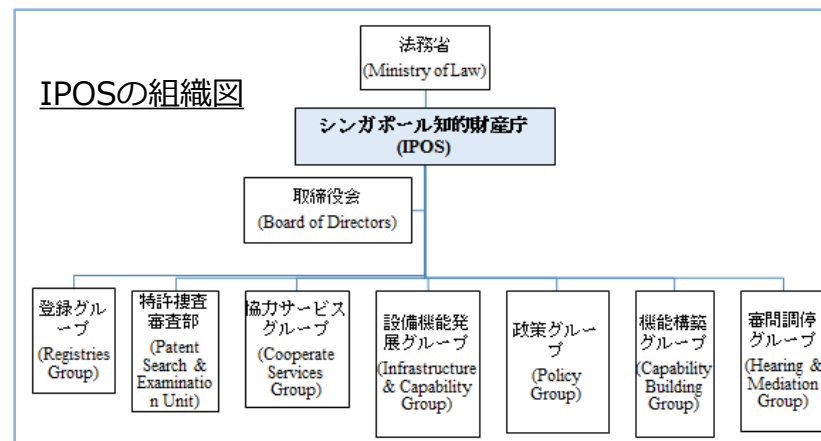
ミャンマー : 著作権法を除く
特許法等の知財制度を有さない
ため、特許庁相当の機関が設置
されていない。
商標等の知財所有権宣言の登録
は、農業灌漑省登記所にて行
う。

※ PPH : 特許審査ハイウェイ、ASPEC: ASEAN特許審査協力制度

3-3-1. 各国の特許庁 (2/3)

◆ シンガポール知的財産庁 (Intellectual Property Office of Singapore(IPOS))

- 2001年設立。2012年に特許捜査審査部を設置し、IPOS独自の調査・審査を行っている。
- 人員は250名程度。内40名が特許審査官（審査充実の為、増員の見込み）。
- 2009年より日本とのPPH（試行）が開始。
- 傘下の教育機関IP Academy（2012年4月より）にて、Patent Agentの試験の受験要件のプログラム提供。
- 審査期間短縮、審査の質向上等に力を入れている。



IPOSの審査期間

商標	6ヶ月以内に1st OAを受け取れる割合：99.3%
特許	2ヶ月以内に登録手続きに進む割合：96.7%
意匠	2ヶ月以内に登録手続きに進む割合：90%

アジアの知財ハブ (a IP hub in Asia)

- 行動計画 (IP Hub Master Plan) を発表 (2013年4月)
 - 知的財産の取引及び管理のハブ (A Hub for IP transactions and management),
 - 審査サービスのハブ (A Hub for quality IP filings),
 - 紛争解決のハブ (A Hub for IP dispute resolution) となることを宣言
- シンガポールWIPO仲裁センター (2010年設置) とIPOSとの共同調停制度開始 (2012年)
- 2012年より、IP Weekを主催

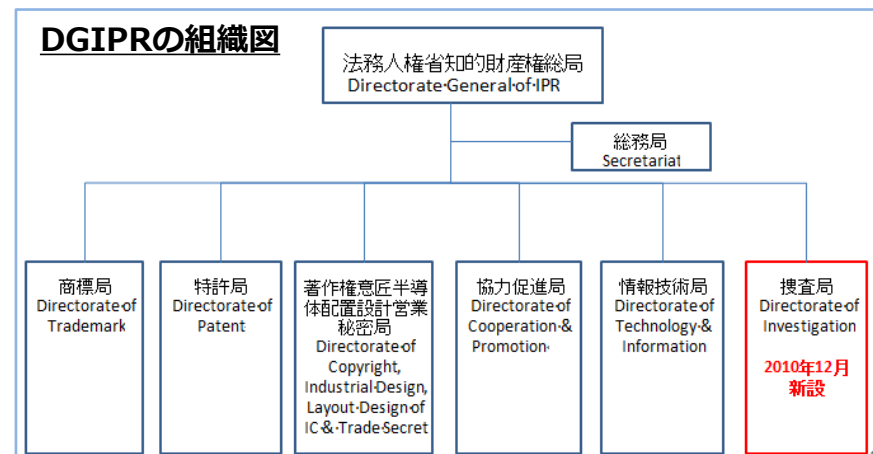


felcrite
Patent Professional
Corporation

3-3-1. 各国の特許庁 (2/3)

◆ インドネシア知的財産権総局 (Directorate General of Intellectual Property (DGIPR))

- 職員数は570名程
- 出願審査・登録の他、知財行政全般を所管
- 特許出願については、他の先進国の審査結果を参照して実体審査を行う
- 2013年6月より日本とのPPHプログラム開始
- 出願件数 (2010年) : 商標約60,000件、特許約6,000件、意匠約4,000件。
- **DGIPR内に捜査局 (2010年12月新設) が設置**



捜査局

- 知財権に関わる刑事犯罪行為についての取り調べ、捜査を行う。商標/意匠/特許権侵害 (親告罪) に関する捜査は、通報に基づいて実施され、著作権侵害 (非親告罪) に関する捜査は、起訴状・通報を待たずに実施することが可能。
- 捜査実績は商標がほとんど。
著作権、意匠、特許(簡易特許)も実績がある。
- 模倣品、海賊版が多数出回る (USTRスペシャル 301条報告書にて優先監視国に指定) が、民事的解決が難しく、知財権者が不利な状況にあり、捜査局による知財権者の保護強化が期待されている。

捜査実績	著作権	特許	商標	意匠	合計
2011 (4~12月)	2	0	26	6	34
2012	6	2	23	6	37
2013 (~10月)	4	0	11	0	15
合計	12	2	60	12	86



3-3-2. 各国の公的機関（知財裁判所）

felicite
Patent Professional
Corporation

知財裁判所の設置のある国

▶ タイ知的財産及び国際取引中央裁判所(CIPITC)

- アジアで最初の知財専門裁判所として、1997年12月1日設立。
- 知的財産及び国際取引に関する刑事／民事事件を処理する第一審裁判所。タイ全土における知財権の権利行使に関して民事及び刑事の双方に関する排他的管轄権を有する。
- 上級審は最高裁判所。年間処理事件数は、刑事：数千件、民事：約500件。

▶ マレーシア知的財産裁判所 (Intellectual Property Court)

- 政府の国家知的財産政策(NIPP, 2007年発表)により、設置された。
- セッション裁判所(Sessions Court)では刑事事件を扱い、高等裁判所(High Court)では、刑事事件の上訴ケース及び民事事件を扱う。（セッション裁判所は15箇所、高等裁判所は6箇所の計画だったが、現時点ではそれぞれ1箇所ずつ設置されている）

知財裁判所の設置はないが、体制整備が進む国

▶ シンガポール

高等裁判所(High Court, 最高裁判所管轄)の知財専門部署にて、専門的審理を行っている。知財訴訟の手續について、知的財産裁判所ガイド(the Intellectual Property Court Guide, 2013年9月)が定められ、知財訴訟に対応する体制が整備されている。

▶ フィリピン

知財訴訟の問題是正の為の知財権訴訟に関する新手續規則（2011年）により、Makatai, Manila, Pasig, Quezonの商事裁判所が、国内の知財訴訟を扱う特別裁判所と指定された。特別商事裁判所は、管轄地域内での知財訴訟に対する専属的審理権限が与えられ、知財訴訟に特化し一部手續が省略されており、迅速な審理が期待される。また、侵害品の搜索、押収の命令の発効、押収品の廃棄命令も行うことが可能である。

3-3-3. 民間団体・教育機関（大学）

- 各国の大学等で、授業やセミナーの形式で知財に関する教育が行われていた。（ブルネイ、ミャンマー、カンボジアについては、調査対象に教育機関を含まず）
- 特に、シンガポールは、大学における知財法の教育の他、IPOS傘下に知財教育機関（IP Academy）が存在し、Patent Agent試験の受験資格であるプログラムを提供している。
- フィリピンでは、知的財産法に関する修士課程のコースが提供されている。
- 大学での研究成果等の知的財産の保護・管理・活用については、特に、インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシアの五カ国において、積極的に行われている。

各国の教育機関における知財に関する取り組み

国名	知財に関する授業・コース	知財の保護・管理	大学の知財オフィスや知財機関等の設置
インドネシア	○（研修が行われている）	○ （知財管理、コンサルティング）	○
シンガポール	◎（知財に関するコースがある）	○ （発明評価、特許出願・管理）	（○）（IPOS傘下にIP Academyが設立されている）
タイ	○（トレーニングコースがある）	○ （知財管理、コンサルティング）	○
フィリピン	◎（知財法に関する修士課程のコースがある）	○（知財保護、特許取得、ライセンス）	○
マレーシア	○（セミナーによる知識の提供）	○（知財の管理・保護、活用、商用化など）	○
ベトナム	○（民法学部の必修講座として授業が行われている）	－	－
ラオス	○（知財に関するカリキュラムが組まれたことがある）	－	－

4. おわりに

- 今回実施した、
 - 知財を扱う現地法律事務所
 - 知財関連団体に関する調査により、ASEAN知財に関する基礎データを収集することができた。

- 本調査結果を参考にASEANにおける知財戦略・活動の一助としてご活用ください。



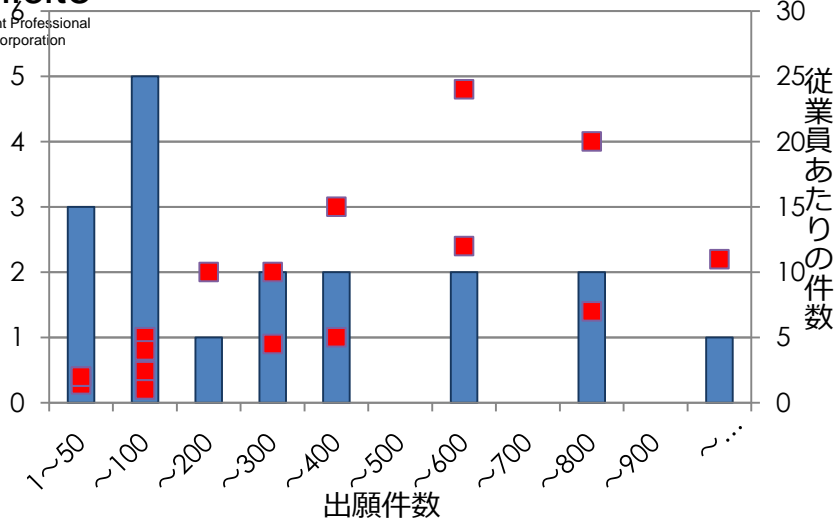
5. 参考

各国事務所の出願件数の比較

インドネシア

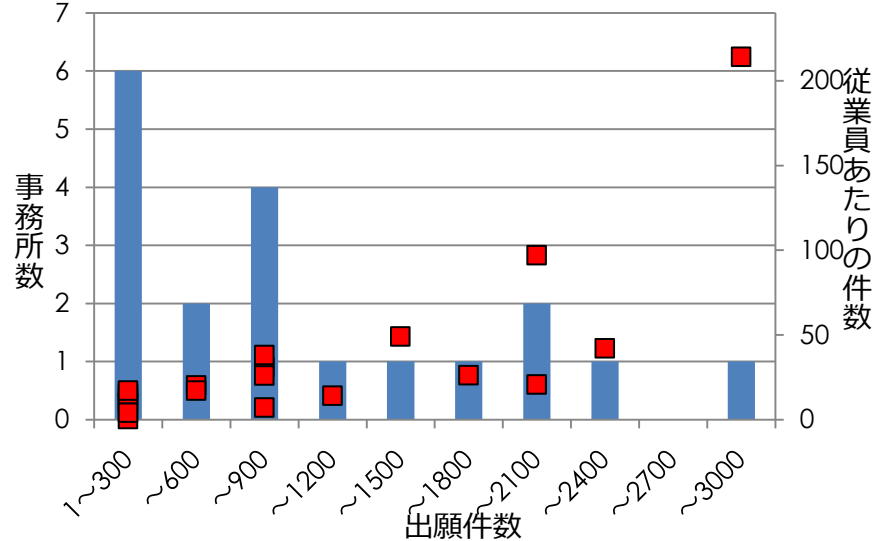
特許 ■ 事務所数 ■ 従業員あたりの件数

Patent Professional Corporation



事務所数 (N)=18、未回答事務所数= 3

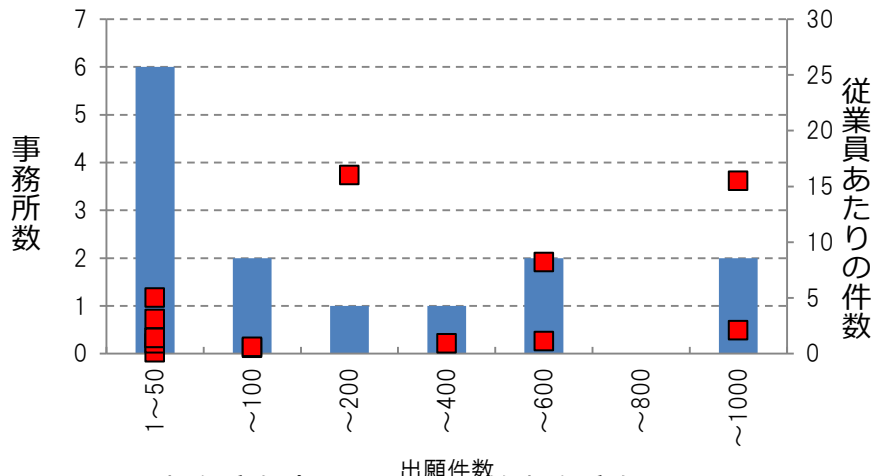
商標 ■ 事務所数 ■ 従業員あたりの件数



事務所数 (N)=18、未回答事務所数= 3

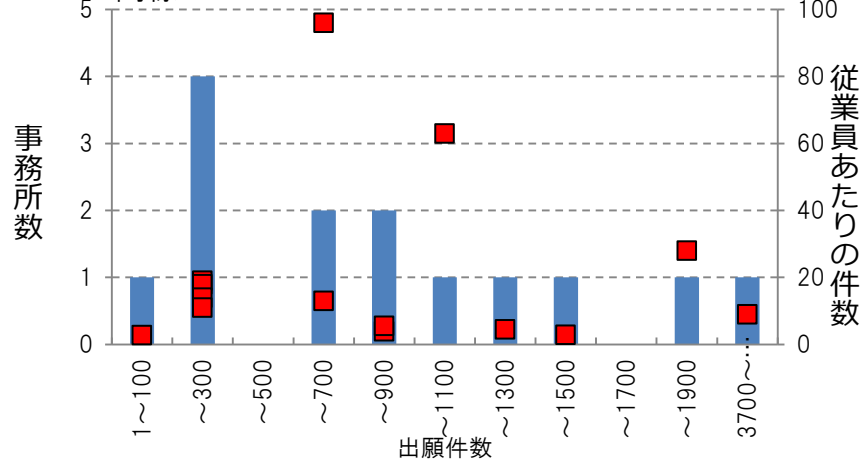
マレーシア

特許 ■ 事業所数 ■ 従業員あたりの件数



事務所数 (N)=14、未回答事務所数= 4

商標 ■ 事業所数 ■ 従業員あたりの件数

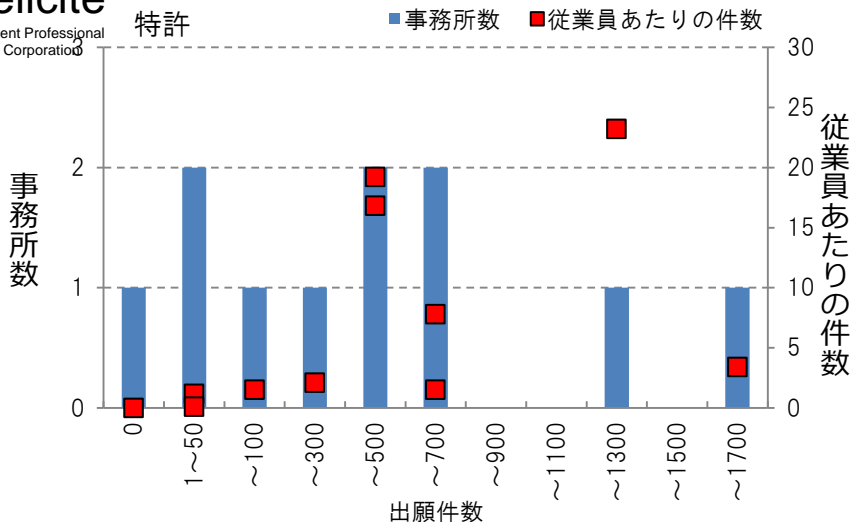


事務所数 (N)=14、未回答事務所数= 4



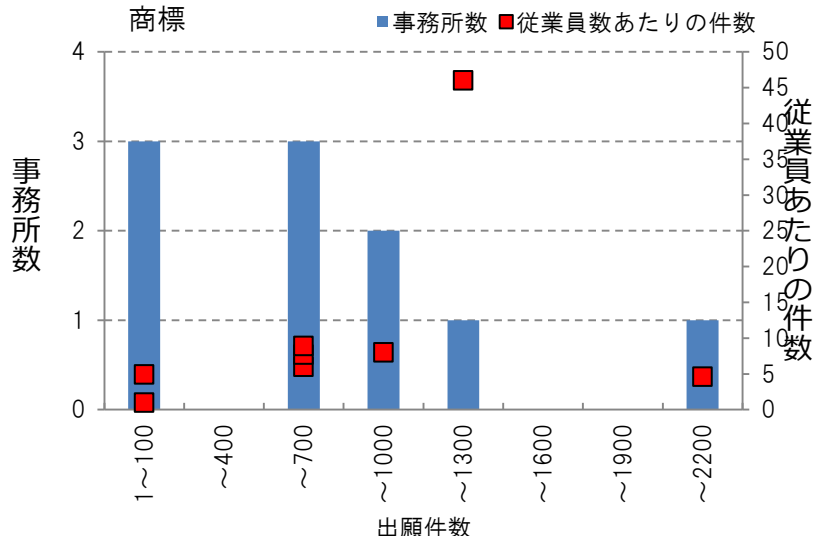
シンガポール

特許



事務所数 (N)=11 未回答事務所数=8

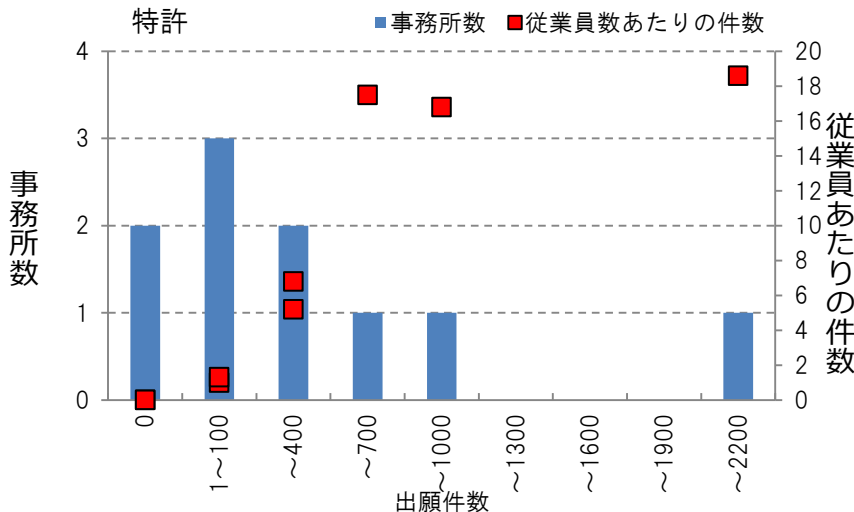
商標



事務所数 (N)=10 未回答事務所数=9

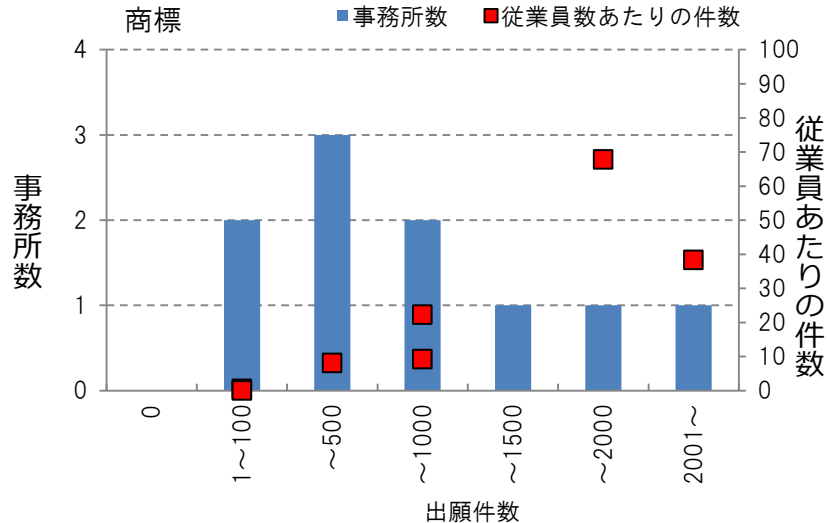
タイ

特許

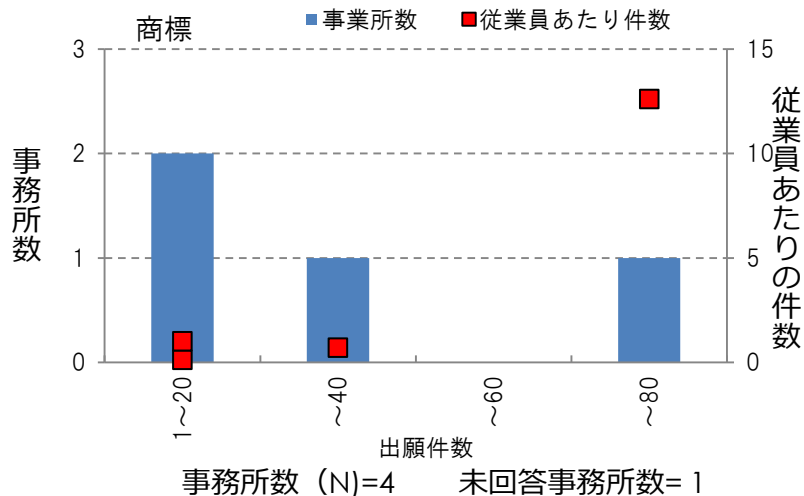
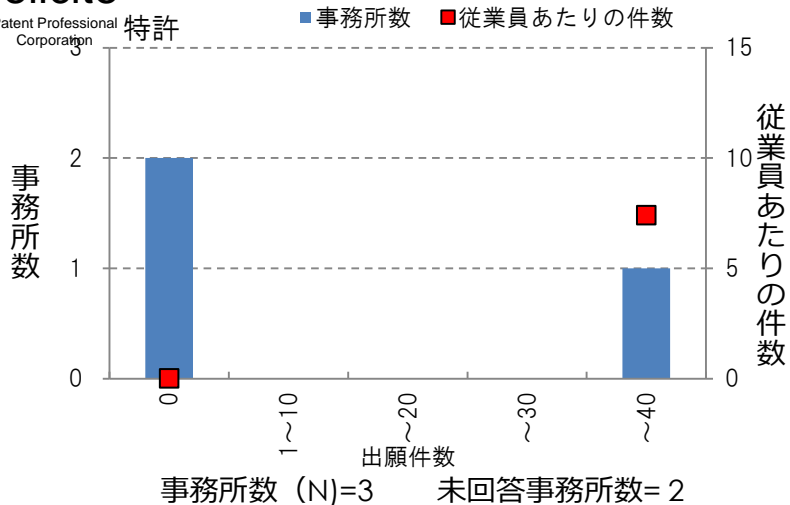


事務所数 (N)=11 未回答事務所数=8

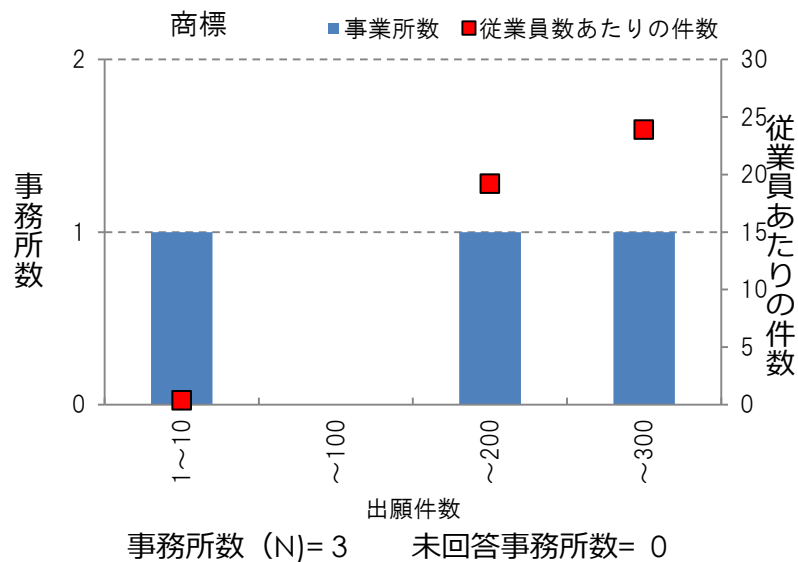
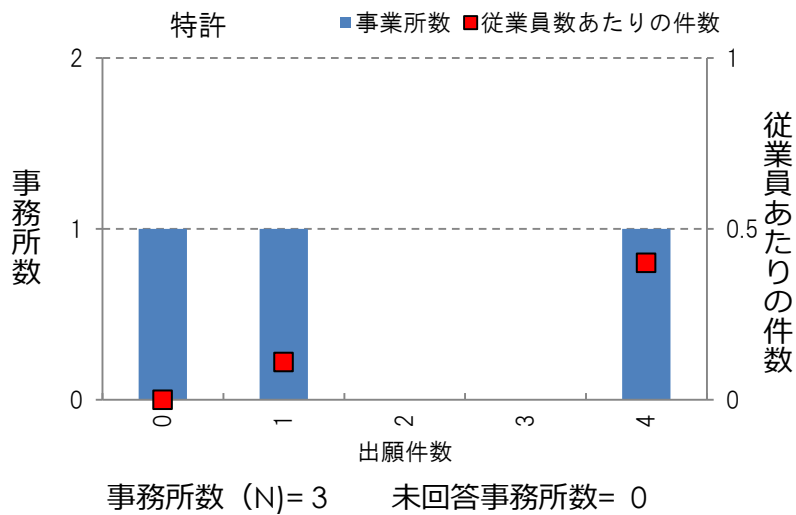
商標



事務所数 (N)=10 未回答事務所数=3



ラオス

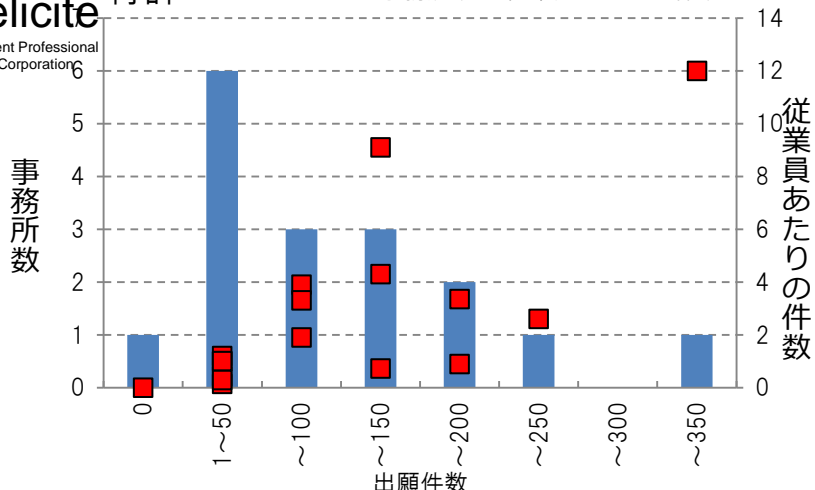




特許

Patent Professional Corporation

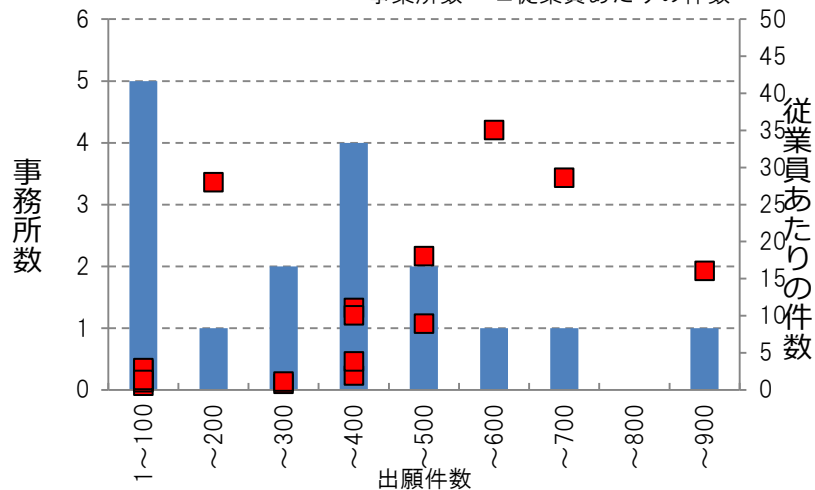
■事務所数 ■従業員あたりの件数



事務所数 (N)= 17 未回答事務所数= 2

商標

■事業所数 ■従業員あたりの件数

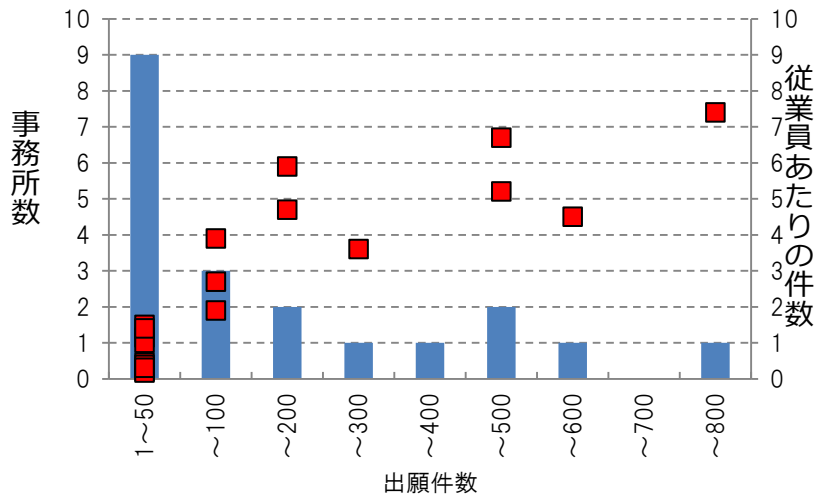


事務所数 (N)= 17 未回答事務所数= 2

ベトナム

特許

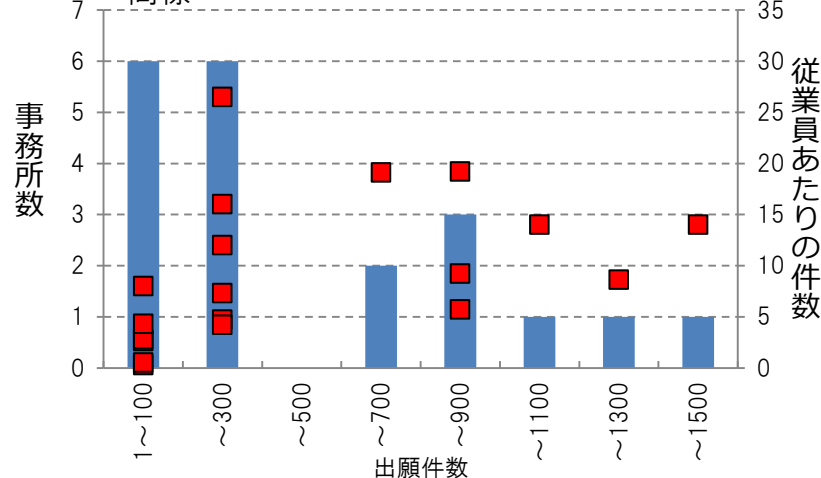
■事業所数 ■従業員あたりの件数



事務所数 (N)= 20 未回答事務所数= 2

商標

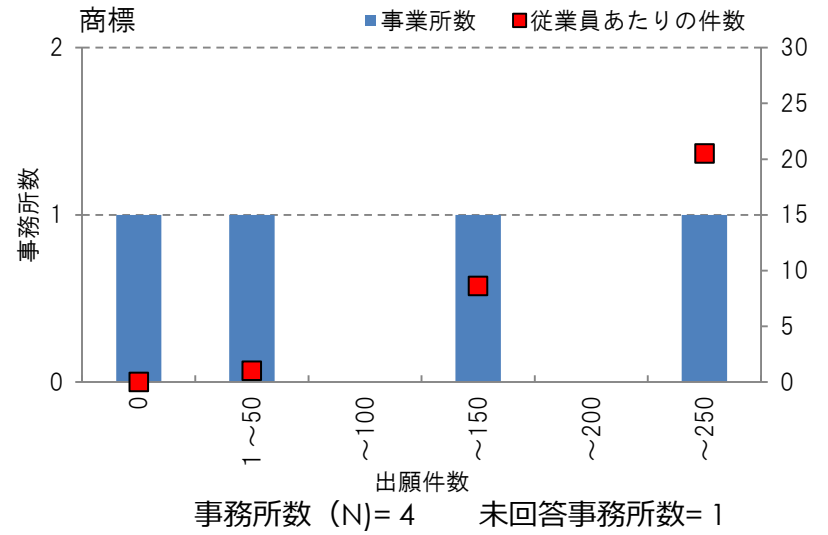
■事業所数 ■従業員あたりの件数



事務所数 (N)= 20 未回答事務所数= 2

ミャンマー

ミャンマーでは特許制度が制定前





問い合わせ先

フェリシテ特許業務法人

〒105-6221 東京都港区愛宕二丁目5番1号

愛宕グリーンヒルズMORIタワー 21階

Tel: 03-6402-2185

Fax: 03-6402-2186

E-mail: info@felicite-pat.jp